

道路交通法の基準に適合しない「電動アシスト自転車」と称する製品について

本年 1 月、京都府警察本部交通部交通捜査課等において、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第10号に規定する原動機付自転車を、同項第11号の 2 に規定する人の力を補うため原動機を用いるものであって、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第 1 条の 3 の基準を満たす自転車（以下、「駆動補助機付自転車」という。）の通称名である「電動アシスト自転車」と称してウェブサイトに表示して販売していたとして、当該商品を広告販売した法人とその代表取締役を不正競争防止法（平成 5 年法律第47号）違反の被疑者として検挙し、同法人及び代表取締役に対し、罰金の略式命令が発せられました。

本事件の捜査の過程で、被疑法人が「電動アシスト自転車」と称して販売していた車種のうち、同警察から一般財団法人日本車両検査協会に対して性能試験を委託した 2 車種について、いずれも法上の駆動補助機付自転車の基準を満たさず、法上の原動機付自転車に該当する車両であることが判明したほか、他の 8 車種についても、同警察の警察官が性能を確認した結果、いずれも、駆動補助機付自転車の基準を満たさず、法上の原動機付自転車に該当するおそれがあることが確認されております。

さらに、これらの他の 8 車種のうち、独立行政法人国民生活センターにおいて入手することができた 2 車種について、同センターにおいて確認を行った結果、駆動補助機付自転車の基準を満たさないものであることが判明しました（当該製品の車種については、別紙のとおりです。）。

基準に適合しない製品は、道路交通法上の自転車ではなく原動機付自転車等に該当することとなりますが、当該製品は道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合しないため、道路を通行させることはできません。

該当する製品をお持ちの方は、当該製品の使用を控えてください。

また、京都府警察においては、当該製品を販売する場を提供していた事業者に対して、本件の周知、当該製品の代金の補償等を要請しています。購入先と連絡が取れない場合など、困ったときには、消費生活相談窓口「消費者ホットライン」188（いやや）に相談してください。

なお、本件については、消費者庁、国土交通省及び経済産業省にも通知しています。

駆動補助機付自転車の基準を満たさず、法上の原動機付自転車に該当する又は該当するおそれのある車種について

	車種名	外観
1	SEAGULL26 (シーガル26)	
2	Releve (ルルベ)	
3	SYLPHIDE700C (シルフィード700C)	
4	GRAN BATTEMENT (グランビート)	
5	SEAGULL20 (シーガル20)	
6	GLISSADE26 (グリッサード26)	
7	BARON-X20 (バロン-X20)	
8	Petit Chasse (プチシャッセ)	
9	Pirouette-s (ピルエット-S)	
10	Passe-L (パッセ-L)	

## 備考

- 1及び2の車種については、一般財団法人日本車両検査協会における試験の結果、いずれも駆動補助機付自転車の基準を満たさず、法上の原動機付自転車に該当する車両であることが判明している。
- 3及び4の車種については、国民生活センターにおける試験の結果、いずれも駆動

補助機付自転車の基準を満たさず、法上の原動機付自転車に該当する車両であることが判明している。

- 3 5から10までの車種については、京都府警察の警察官が性能を確認した結果、いずれも駆動補助機付自転車の基準を満たさず、法上の原動機付自転車に該当するおそれがあることを確認している。